

安全就業について

〈お知らせ〉



高齢者の自転車事故が増えています！

**自転車に乗車する場合は頭部保護のため
自転車用ヘルメットを着用しましょう！！**

【 令和5年度・6年度 安全標語 】

『無理するな あんたは 昔のあんたじゃないよ』

井上 幸男 会員作

1. 事故に注意しましょう！
2. ノロウイルス等感染症に注意しましょう！
3. 危険予知訓練（KYT）
4. 空調付き作業着等購入助成金交付要綱
5. 安全標語の募集

（公社）吹田市シルバー人材センター

令和7年 1月

会 員 各 位

(公社)吹田市シルバー人材センター

理 事 長 青 木 博 久
安全対策委員会委員長 富 井 裕 生

初春の候、会員の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃から、センター事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、センターでは、12月末までに受託事業（請負・委任）で12件、派遣事業で3件の計15件の傷害事故が発生しております。事故の型としましては、7件が転倒・転落によるもので、うち1件は重傷事故となっております。また、不注意から起きた賠償事故が4件発生しております。



前年度の事故件数と比べますと、傷害事故が8件の増、賠償事故が2件の増となっております。

就業に際しては入会時に配布の『[会員の手引き](#)』、または、毎年5月に配布の『[安全就業のお知らせ](#)』に記載の【[会員就業規程](#)】および【[安全就業基準](#)】を遵守して頂き、事故に遭わないよう安全第一を心がけて頂きたくお願い申し上げます。

傷害事故の内容につきましては、次頁の「事故の詳細」をご覧ください。

新年を迎え、改めて会員の皆様には、「転倒」「転落」「自転車の事故」「交通事故」にご注意いただきます様、お願いするものでございます。

また、自転車の交通違反の取締り強化、この時期特有の感染症、危険予知訓練、空調付き作業着等購入助成、安全標語の募集についてお知らせさせていただきます。

是非、ご一読下さい！！

傷害事故の詳細

<p>1. 地下道清掃作業中に横から自転車に追突され、病院に搬送され顔面骨折と診断される。</p> <p>○ 左頬骨骨折、眼窩底合併骨折 (がんかていがっぺいこっせつ)</p>	就業中	交通事故		請負
<p>2. 塀の上（高さ3mほど）の植え込みを剪定作業中に斜面にある樹木に脚立を立掛け、安全のためロープで固定する際にバランスを崩して脚立ごと地面に落下。病院に搬送され鎖骨骨折と診断される。</p> <p>○ 鎖骨骨折</p>	就業中	転落		請負
<p>3. マンション清掃作業中、カートを押してゴミ収集する際に腰に痛みを感じ、帰宅後痛みが引かないので医院に行き胸椎圧迫骨折と診断される。</p> <p>○ 胸椎骨折</p>	就業中	動作の反動	無理な動作	請負
<p>4. リサイクル品回収時、空のペットボトルに足をとられ転倒し、顔面を負傷する。</p> <p>○ 顔面の擦り傷</p>	就業中	転倒		派遣
<p>5. 施設での就業を終えて自転車で自宅へ帰る際に、道路上にあった縁石にぶつかり転倒。右足首を骨折。</p> <p>○ 右足首骨折</p>	途上	交通事故	自転車	請負
<p>6. 剪定作業中、切断した枝を横着して背面へ投げようとして失敗し、三脚の5段目（1.5m）から背面側から水平に転落し、背中を負傷する。</p> <p>○ 背骨圧迫骨折</p>	就業中	転落		請負
<p>7. 剪定作業中、幅4m 横幅20m 全体に生い茂った草むら（1.5m以上）で刈込みをしていたところ、害虫に刺され、胸のあたりが腫れ上がる。</p> <p>○ 胸の発疹</p>	就業中	虫刺され		請負
<p>8. 粗挽きミンチの調理過程で真空パックの肉の塊をとる際に包丁が肉の死角になり、誤って指先が包丁の刃に触れ負傷する。</p> <p>○ 右手中指4針縫合</p>	就業中	切れ		派遣
<p>9. 剪定作業中、草むらで刈込みをしていたところ、害虫に刺され、胸のあたりなどが腫れあがる。</p> <p>○ 胸・腹・背・腰の発疹</p>	就業中	虫刺され		請負

10. 医療施設での就業終了後、更衣室へ向かう途中に階段で足を踏み外し転倒。頭と腰を打ち負傷する。 ○ 頭・腰の打撲	就業中	転倒		請負
11. 病院内での配膳業務中、配膳用トレーを取り出す時に配膳車と手摺の間に左手小指が挟まり負傷する。 ○ 左手小指縫合	就業中	挟まれ		派遣
12. 事務所内で掃除機を動かす際、コードに足が引っ掛かり転倒。帰宅後、整形外科を受診。背中骨にヒビが入っていると診断される。 ○ 背骨の不全骨折	就業中	転倒		請負
13. 徒歩にて就業途上、団地駐車場出入口付近の歩道との段差に躓き転倒した際、左足の膝と足首を骨折。 ○ 膝・くるぶしの骨折	途上	転倒	徒歩	請負
14. 自転車にて就業途上、電柱に接触して転倒、顔と足を負傷する。 ○ 顔・足の打撲	途上	交通事故	自転車	請負
15. 散水作業中、散水栓の排水溝に足をとられて転倒し、右脇腹を負傷する。 ○ 右脇腹の打撲	就業中	転倒		請負

1. 事故に注意しましょう！

1. 転倒事故の防止

(障害物につまずく)

作業範囲や通路で作業を行う上で障害となるものが無いか事前に確認し、片付けておきましょう。また、歩行中は足元を十分見ましょう。

(段差に気づかずつまずく)

作業前に周辺をよく観察し、段差や路面の凹凸などを頭に入れ、作業は前向きに行う様にしましょう。薄暮の歩行は、懐中電灯で段差を確認するなど注意しましょう。



(階段でつまづく・滑る)



階段の上がり下がり、急がず、ゆっくり、確実に、また、中央を避けて手すりにつかまりやすい位置を歩きましょう。荷物を運ぶ場合は、背負子・リュックサックなど使って手は空けておきましょう。履物はサンダル・スリッパを使用せず、スニーカーなどかかとが完全に入るもので滑りにくいものを使用しましょう。

(床で滑る)

水でぬれた風呂場のタイル床や、洗剤を塗った床などの作業では滑り止めのオーバースューズなどを使用しましょう。

(自転車の転倒)

知らず知らずのうちに、視力、聴力、平衡感覚、敏捷性、調節力、柔軟性などの身体機能も低下しています。自転車も危険な乗り物であることを十分認識してください。乗り降りの際には身体のバランス、天候による危険性、例えば降雨時のスリップや強い風、段差のあるところでは自転車を降りるなど予測・考慮して利用しましょう。

また、走行中は、ハンドルを急に切らない。スピードを出し過ぎない。脇見運転をしない。降雨時に傘をさしながらの片手運転をしない。

バランスを失わないようにするなどに留意しましょう。

万一来て備えて自転車用ヘルメットを着用しましょう。



2. 墜落・転落事故の防止

(脚立・梯子)

使用前にガタつきなど安全点検を必ず行いましょう。据付ける際には、開き止めの措置や樹木などへの固定を必ず行い、軟弱な地面では敷板を使いましょう。加齢と共に柔軟性も衰えています。作業は無理な姿勢で行わないようこまめに脚立などを移動し、また、転落防止の安全帯、頭部保護の安全帽を必ず使いましょう。

(踏み台)

高所作業に回転椅子や折りたたみ椅子、ダンボール箱を使用することは最も危険です。専用の踏み台を使いましょう。

3. 自転車事故の防止

自転車は、道路交通法上、軽車両で、原則、車道を通行しなければなりません。法律改正に伴い、自転車の歩道通行可能要件が明確化され、「道路標識等で指定された場合」「運転者が児童、幼児、70歳以上の高齢者等の場合」「車道又は交通の状況からみてやむを得ない場合」には、自転車の歩道通行が可能となりました。該当する場所ではできるだけ歩道通行をしましょう。

就業時の行き帰りや普段の生活において、自転車は非常に便利な乗り物ですが、安定性が悪く、高齢者は転倒したとき頭部を打ちやすく重症化する可能性が高くなります。

自転車用ヘルメットを着用し、事故に備えましょう！

(高齢者の安全対策)

- ① **確かめる** …自転車事故の7割以上は、その高齢者の自宅から1キロ以内の身近な道路で発生しています。

いつも通り慣れた道路でこそ、しっかり安全確認を！

※自転車が通行できる歩道や、車通りの少ない道路を選んで通行しましょう。

- ② **前を見る** …脚力が衰えているため、自転車のペダルをこぐと前かがみの姿勢になり、視線が下向き、安全確認がおろそかになりがちです。



意識的に背筋を伸ばし、先々の状況に目配りを！

※ペダルを軽くこげる変速機つきや電動アシスト機能つきの自転車を選ぶことも大切です。

- ③ **止まる** …自転車事故の半数は信号のない交差点で発生しており、そのほとんどが出会い頭の衝突事故です。

一時停止の標識の有無にかかわらず、交差点ではまず止まり、交差車両の有無の確認を！

自転車の交通違反の取締りが強化されています。(ホームページから)
自転車事故を避けるため、以下のルールを守りましょう。

自転車のスマホ・酒気帯び 罰則強化

ながらスマホ

酒気帯び運転

令和6年11月1日
道路交通法改正

自転車運転中の新たな罰則

携帯電話使用等	最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
酒気帯び運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

大阪府警察



令和6年11月1日 道路交通法の改正

自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されました



運転中のながらスマホ



スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

※停止中の操作は対象外

違反者は、
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合、
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



酒気帯び運転および幫助



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は
自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反（危険行為）を反復して行った者は講習制度の対象となります。※受講命令違反 5万円以下の罰金

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止、遡断踏切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。

2. ノロウイルスに注意しましょう！

(インターネットより)

1. ノロウイルスの特徴

ノロウイルスは乳幼児から高齢者に至る広い年齢層で急性胃腸炎を引き起こすウイルスです。この感染症は11月から3月の主に冬季に多発します。

- ① 下痢だけではなく、嘔吐が多い
- ② 消毒薬に対する抵抗性が強い
- ③ 一度かかっても何度も感染することがある



2. 感染経路

ノロウイルスの感染はほとんどが経口感染（口から体内に入り感染する）であり、次のような感染経路があると考えられます。

- ① 感染者のウイルスが大量に含まれる便や吐物などから感染する場合
- ② 調理などを行う食品取扱者が感染しており、その者を介して汚染した食品を食べた場合
- ③ ウイルスに汚染された貝類（特に二枚貝）を、生あるいは十分に加熱しないで食べた場合
- ④ ウイルスに汚染された井戸水や簡易水道を消毒不十分で摂取した場合などがあります。

特に、食品取扱者を介して二次感染する食中毒のケースが近年増加傾向にあるため、食品を取扱う場所で就業されている会員の方は注意してください。

3. 潜伏期間

感染から発症までの時間は24～48時間で、主症状は吐き気、嘔吐、下痢、腹痛であり、発熱は軽度（37～38℃くらい）です。症状は通常であれば1～2日ほど続いた後、治癒します。ただし、免疫力の低下した高齢者や乳幼児では長引くことがあります。

4. 治療法

有効な抗ウイルス剤はなく、通常対処療法が行われます。対処療法で大切なことは、強い下痢止め薬を服用しないことです。無理に下痢を止めるとウイルスが腸管内に溜まり、病気の回復を遅らせることがあるので使用しないことが望ましい。

5. 予防法

患者の便や吐物には大量のウイルスが排出されますので、予防のためにも次のことをしっかりと守りましょう。

- ① 食事前やトイレ後などは、せっけんを使いしっかりと手を洗いましょう。
- ② タオルなど共用で使用するものを避けることも必要です。
- ③ 下痢や嘔吐等の症状がある方は、食品を直接取り扱う作業をしないようにしましょう。
- ④ 食品中のウイルスは加熱により感染症性をなくすことができます。食品の中心温度が85度1分以上になるようしっかりと熱を通して食べましょう。
- ⑤ 便や吐物の処理をする時は素手で触らず、必ずビニール手袋を使用しましょう。汚物の消毒は市販の塩素系消毒剤（漂白剤）を希釈したものを使用してください。



「感染症」に注意しましょう！

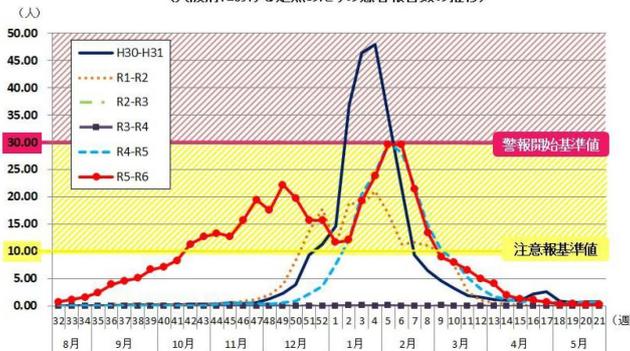
冬期に流行する インフルエンザ

インフルエンザは、主に12月から3月にかけて流行します。

インフルエンザにかかっている人のくしゃみや咳で出るしぶきを吸い込むことによる「飛沫感染」や、しぶき等がついたドアノブやつり革などを手で触り、その手で口や鼻に触れることによる「接触感染」によって感染します。その感染力は非常に強く、大阪府では令和元年に約77万人の方がインフルエンザにかかっています。感染すると38度以上の急な高熱を発症し、頭痛や関節痛、筋肉痛などの症状が出ます。特に高齢者や心臓や腎臓に持病をお持ちの方は重症化しやすいと言われています。

インフルエンザの流行状況

(大阪府における定点あたりの患者報告数の推移)



大阪府インフルエンザ対策
マスコットキャラクター
マウテくん



※「定点あたりの患者報告数」とは、1つの定点医療機関で、1週間の間にインフルエンザ患者と診断され報告があった数のこと。
定点医療機関とは、人口及び医療機関の分布等を勘案して無作為に選定した医療機関のこと。
※最新の流行状況については、大阪府感染症情報センターのホームページでご確認ください。

日頃からの予防対策をしておくことが重要です。

インフルエンザに感染しないために

- こまめに手洗いを行う
- 日頃から体の抵抗力を高めておく
- 咳、くしゃみがあるときは、「咳エチケット」を心がける
- 流行時には、高齢者や基礎疾患のある方、妊婦、体調の悪い方は、人混みへの外出を控える



予防接種も有効な対策

- インフルエンザワクチンは、感染後に発症する可能性を低くさせる効果※があります。特に高齢者や心臓や腎臓に持病をお持ちの方は、重症化を防ぐのに有効です。
※効果には個人差があり、副反応がでることもありますので、予防接種の際は医師にご相談ください。
- 高齢者(原則65歳以上)は、定期の予防接種の対象者として予防接種を受けることができます。詳しくは、お住まいの市町村にお問合せください。

インフルエンザにかかったときは

- 咳、くしゃみなどの症状があるときは、周りの方へうつさないために、マスクを着用し、早めにかかりつけ医や最寄りの内科・小児科を受診する。
- 家で安静にして、休養をとる。特に睡眠を十分に取る。
- 水分（お茶、ジュース、スープなど）を十分に補給する。
- 部屋の湿度を50%から60%程度に保つ。
- 外出を控え、無理をして職場などに行かないようにする。

(参考)出席停止期間の基準:発症した後5日の経過、かつ、解熱した後2日(幼児は3日)の経過

(学校保健安全法施行規則第19条)



事業者の皆様へ

- 職場でまん延しないよう、日頃から室内のこまめな換気や湿度管理(50%から60%)の徹底、消毒用アルコールを常備するなどインフルエンザ対策をお願いします。
- 従業員がインフルエンザにかかってしまった場合、無理をして出勤する必要のないように、配慮をお願いします。

新型インフルエンザについて

「新型インフルエンザ」とは、これまで人が感染したことのない、新しい型のインフルエンザのことをいいます。誰も免疫をもっていないため、ひとたび発生すると多くの人が感染し、世界的に大流行することが心配されています。

【日頃の備え】

- マスクや消毒用アルコールなどのほか、約2週間分の食料品や日用品を準備しましょう。(新型インフルエンザが海外で発生して流行すると、外国からの輸入が難しくなります。さらに、国内で流行すると、外出が制限される可能性があります。)
- 自治体のホームページなどから正しい情報を集め、いつ起こっても対応できるようにしましょう。

【発生したときのお願い】

- 決められた医療機関での受診をお願いします。(府では、発生して間もない頃には、感染が広がらないように診療を行う医療機関を限定します。)
- 不要な外出を控える、食料品や日用品の買い占めをしないようにお願いする場合があります。



参 考

インフルエンザを予防しよう (大阪府ホームページ)

大阪府 インフルエンザ予防

検索



大阪府新型インフルエンザ等対策 (大阪府ホームページ)

大阪府 新型インフルエンザ 対策

検索



インフルエンザ予防のために～手洗い・マスクのススメ (政府広報オンライン)

インフルエンザ 手洗い 動画

検索



発行:大阪府健康医療部保健医療室感染症対策課

令和6年10月作成

(吹田市ホームページより)

3. 危険予知訓練 (KYT)

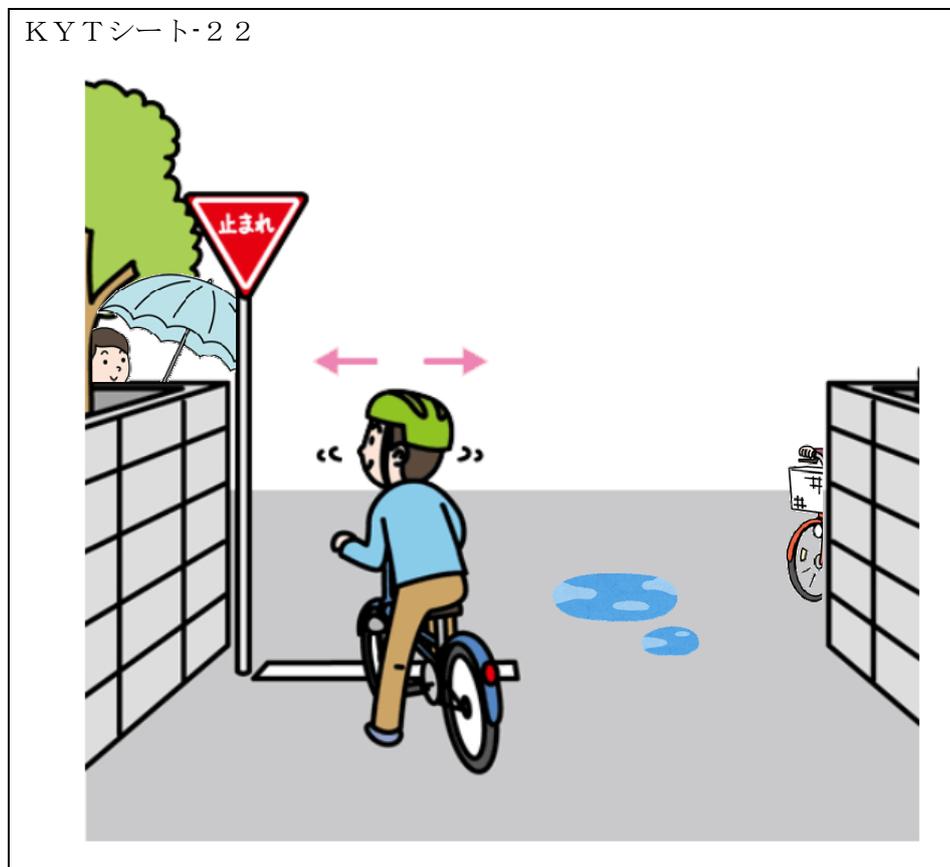
危険予知訓練 (KYT) について

令和6年度は、15件（うち受託事業12件、派遣事業3件）の傷害事故が発生し、その内、転倒・転落が8件となっております。いずれの事故ももう少し注意をしていれば防げた事故です。

今回も安全に対する感性を向上させる有効な手段の1つとして危険予知訓練シート (KYTシート) を掲載しました。

22回目は「T字路を自転車で」という場面を設定しました。日常に潜む危険を、それぞれの目線になって予知し、安全に対する感性を高めてください。

そして、新年は全員で「0災」を達成していきましょう。



皆さんがイラストを見て、「危険!」と思いつくことを下記の危険予知レポートに書いてください。考えることで、感性の向上につながります。

危険予知レポート			年 月 日		
第1ラウンド<どんな危険が潜んでいるか>危険要因とそれによって引き起こされる現象を想定する 第2ラウンド<ここが危険のポイントだ>重要危険に○をつけ、さらに絞り込み特に重要な危険に◎を付ける					
危険要因と現象（事故の型）を想定し、「～なので～して～になる」と書く					
1. 例：左側から来る歩行者を停止線でやりすごしてから左右を確認して始動する。					
2.					
3.					
4.					
5.					
第3ラウンド<あなたならどうする>◎項目を解決するため、「具体的で実施可能な対策」を考える 第4ラウンド<私たちはこうする>重点項目を絞り込み※を付け、実施するための行動目標を設定する					
◎ No	※	具 体 策	◎ No	※	具 体 策
1		1.			1.
		2.			2.
		3.			3.
		4.			4.
		5.			5.
チーム行動目標 ～をする時は ～を～して ～しようヨシ!			チーム行動目標 ～をする時は ～を～して ～しようヨシ!		

4. 空調付き作業着等購入助成金交付要綱

公益社団法人吹田市シルバー人材センター空調付き作業着等購入助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人吹田市シルバー人材センター(以下「センター」という。)会員が就業時の熱中症を予防するため着用する空調付き作業着等の購入費の一部を助成することにより、会員の健康及び安全就業の促進を図ることを目的とする。

(助成対象)

第2条 会員が就業時の熱中症予防のため購入した作業着に関するもので、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 空調付き作業着
- (2) 空調機器(ファン)が装着できる作業着
- (3) 空調付き作業着専用の空調機器(ファン)
- (4) 空調付き作業着専用の空調機器(ファン)用のバッテリー

(対象会員)

第3条 助成対象者はセンター正会員とし、当該年度においてセンターより提供を受けた業務で炎天下やエアコン等がない空間で終始従事している会員とする。

(助成金の額)

第4条 会員一人につき毎年度1回を限度とし、購入金額の2分の1以内で5,000円を上限とする。

2 助成金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(助成金の申請及び支払)

第5条 助成金の交付を受けようとする会員は、空調付き作業着等を購入した日の属する年度の3月31日までに、空調付き作業着等購入助成金支給申請書兼請求書(様式第1号)に購入内容が明記された領収書等の写しを添付のうえ申請するものとする。

2 センターは、前項による申請書兼請求書の提出を受けたときは、これを審査し、交付の決定をしたときは、会員の配分金支払銀行口座に請求のあった日から30日以内に振り込むものとする。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

【※令和7年4月以降の購入分から申請可能な助成制度です】

様式第 1 号 (第 5 条関係)

空調付き作業着等購入助成金支給申請書兼請求書

請求日 令和 年 月 日

公益社団法人吹田市シルバー人材センター
理事長 青木 博久 様

会員番号 _____
会 員 名 _____
会員住所 吹田市 _____
電話番号 _____

下記の物品を購入しましたので、公益社団法人吹田市シルバー人材センター空調付き作業着等購入助成金交付要綱に基づき、助成金支給の申請及び請求を致します。

1. 助成金の額 _____ 円

2. 購入物品・金額・購入日

(空調付き作業着等を購入した際の領収証等の写しを添付)

5. 安全標語の募集

令和7年・8年度の 安全標語を募集します

応募方法…はがき・封書・ファックス・持参

応募数…会員お一人につき3点まで

締切日…令和7年2月7日(金)まで

○多数のご応募お待ちしております。

○入賞者(最優秀賞1、優秀賞1、佳作3)には、
賞品を贈呈させていただきます。



なお、入賞者の発表は発送をもって代えさせていただきます。応募された作品は返却いたしませんので、ご了承ください。

【これまでの安全標語】

年度	安全標語(最優秀賞)
令和5年・6年度	無理するな あんたは 昔のあんたじゃないよ
令和3年・4年度	あわてるな ゆとりのなさが 事故のもと
令和1年・2年度	あわてない 心のゆとりが 身を守る
平成29年・30年度	事故防止 無理せずあわてず 油断せず
平成27年・28年度	事故ゼロは 踏み出す前の ゆとりから
平成25年・26年度	毎日を 無事故の三文字 忘れずに